

南島原市地域物産開発販売支援事業補助金

1 目的

市の地域資源を活用した新商品開発、既存商品の改良や販路開拓などの取り組みを行う事業者に対し支援を行うことで、市産品活用推進及び地域経済の活性化を図る。

2 補助対象者

市内に住所のある個人、地域団体及び中小企業者

3 補助対象事業

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づいて長崎県が指定した地域資源及びこれに相当すると市長が認める資源を活用した事業

4 補助率

事業費の1/2以内（長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産に関するものは 2/3以内）

5 補助金限度額

新商品開発 50万円、商品改良（パッケージ開発など） 25万円

6 補助対象経費

- (1) 新商品又は新技術の研究開発に係る調査及び指導を受ける事業に要する経費
- (2) 新商品又は新技術の研究開発事業（試作及びデザイン研究開発を含む。）に要する経費
- (3) 開発された商品の宣伝販売に要する経費
- (4) その他新商品新技術開発事業として市長が適当と認めた事業に要する経費
- (5) 商品の改良に要する経費

経費科目	内訳
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、委員旅費
研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の借上（リース）、製造、改良又は据付に要する経費、外注加工費、技術コンサルタント雇入料、試験検査手数料
事務費	印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、賃金
委託費	調査研究委託費

7 地域資源一覧（南島原市）

(1) 農林水産物

たい、いか、あまだい、あじ、いさき、あわび、さば、あご（とびうお）、ひらめ、ぶり、いわし、ふぐ、かさご（あらかぶ）、サメ（フカ）、昆布、わかめ、たこ、きく、カーネーション、だいこん、にんじん、はくさい、たまねぎ、トマト、きゅうり、レタス、大豆、いちご、すいか、メロン、アスパラガス、ブロッコリー、にがうり、ばれいしょ、みかん、中晩柑、びわ、なし、もも、米、そば、牛（肉、乳）、豚（肉）、鶏（肉、卵）、イノシシ（肉）、鹿、しいたけ、銀杏の実

(2) 鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術

島原手延そうめん、長崎の清酒、長崎の焼酎、水産練り製品、カステラ、ちゃんぽん麺、皿うどん麺、ろくべえ（六兵衛）、具雑煮、雲仙山系の湧水、檜材、醤油

(3) 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産、島原半島ジオパーク、谷水棚田、野田浜、白浜海水浴場、西望公園、原城温泉、島原の乱追悼祭、早崎海峡のイルカ